

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

佐野商工会議所
会員事業所
の皆様へ

中小企業庁 令和元年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金<一般型>

※本事業は「持続化給付金」とは異なります。

※「コロナ特別対応型」の受付は、既に終了いたしました。

➤ 経営計画に基づいて実施する販路開拓等

(生産性向上)の取り組みに対し**50万円**を上限に補助金(補助率:2/3)を申請することができます。(※会員・非会員を問わず)

- ・認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者は100万円が上限になります。
- ・さらに、業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組(事業再開枠)を行う場合は、定額補助(10/10)・上限50万円を上限とさせていただきます。(詳細は公募要領をご確認ください。)

➤ 佐野商工会議所の会員事業所向けに、専門家の個別支援(相談会等)を通じ、事業計画の策定支援を行いますので、初めての方でも安心してお申込いただけます。

※なお、非会員事業所の方は、ご利用いただけません。どなたでも、すぐご入会いただけます。

《対象となる取組の例》

① 広告宣伝

- ・新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
- ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

② 集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施

- ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
- ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発

⑤ ITを活用した広報や業務効率化

- ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

お問い合わせ先
佐野商工会議所 経営支援課 担当 大貫・新井・金尾・奈良・青木
電話:0283-22-5511[9:00~12:00 13:00~17:00 (土日祝日、年末年始除く)]

日本商工会議所(申請書類の提出先)

〒151-8799 代々木郵便局留め

【一般型】日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局 宛

電話:03-6447-2389[9:30~12:00 13:00~17:00 (土日祝日、年末年始除く)]

URL: <http://jizokukahojokin.info/>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]および一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【従業員基準】

| | |
|---------------------|-------------------|
| 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外) | 常時使用する従業員の数 5人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 常時使用する従業員の数 20人以下 |
| 製造業その他 | 常時使用する従業員の数 20人以下 |

※特定非営利活動法人は「製造業その他」の従業員基準を用います。

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等(生産性向上)のための事業

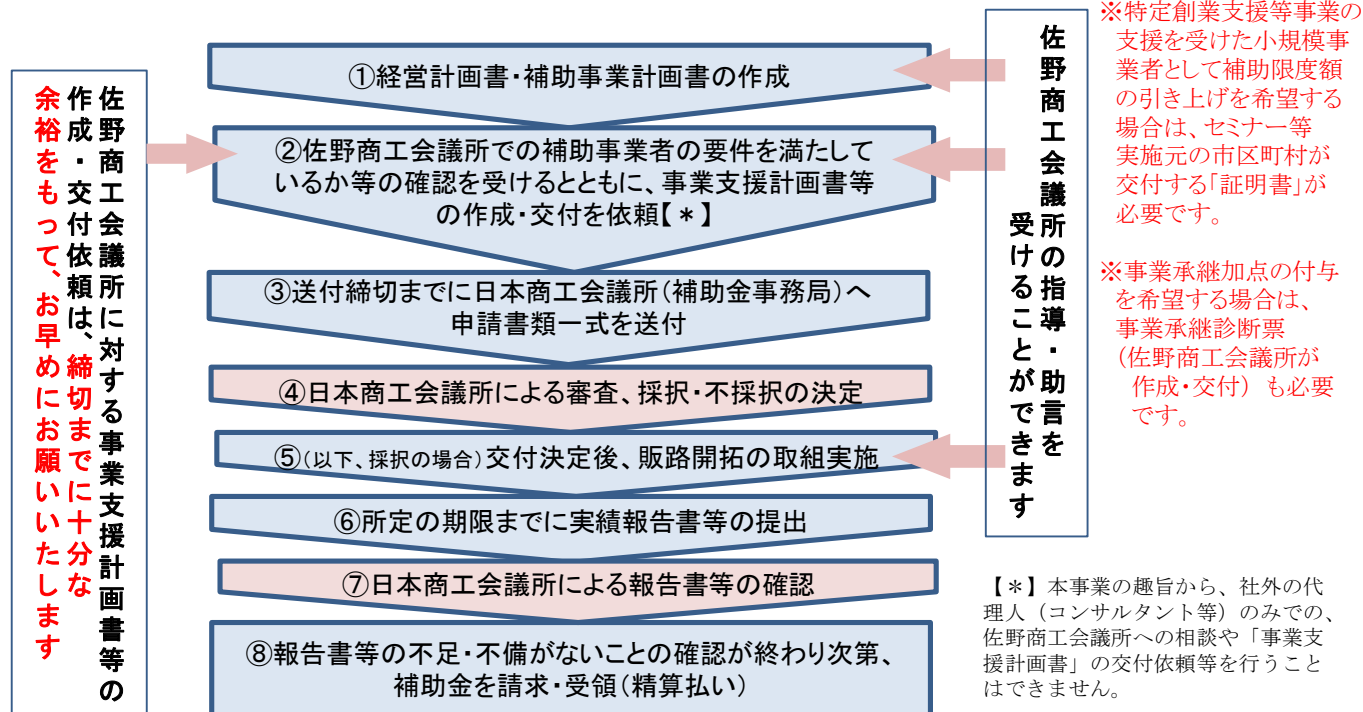
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者等は上限100万円)
※事業再開枠については公募要領をご確認ください。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



第4回締切

| | |
|---------------------|------------------------------|
| 1. 申請書類一式の送付締切(上記③) | 2021年2月5日(金) 【当日消印有効】 |
| 2. 採択結果の公表 | 2021年4月頃を予定しております |
| 3. 補助事業の実施期間 | 交付決定通知受領後から、2021年11月30日(火)まで |

※2020年3月13日(金)より申請受付開始しております。(第1回、第2回、第3回締切は既に終了しております。)